

令和2年太宰府市議会第2回（6月）定例会

一般質問者【個人質問】及び質問項目

	質問者 (議席番号)	質問項目
6	小 嶋 真由美 (9)	<p>◆所有者不明土地問題について</p> <p>(1) 本市における所有者不明土地（林地、農地、宅地）の現状と課題について伺う。</p> <p>(2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概要と活用について伺う。</p> <p>(3) 所有者不明土地等の固定資産税徴収の課題について伺う。</p>

【質問本文】

所有者不明土地問題について一般質問を行います。

近年、不動産登記簿等の台帳において、所有者が直ちに判明しないか、判明しても連絡がつかず、所有者不明となる土地が全国的に増えてきております。所有者不明土地問題研究会によりますと、2016年時点で九州全土の面積を上回る、約410万ヘクタールの所有者不明の土地があると推計されています。そしてこのまま対策を講じなければ、2040年には北海道全土に相当する、約720万ヘクタールまでに拡大するとされています。このようなことから国では、所有者不明の土地を地域住民のために利用することができる地域福利増進事業の実施や、所有者不明土地の収用、また使用に関する土地収用法の特例等の措置を講じ、国土の適正かつ合理的な利用に寄与する事を目的とする、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が、昨年6月1日に施行されました。そこで3点にわたって質問させていただきます。

- ①環境保全、防災、防犯など、土地にまつわる地域住民や自治会からの相談や苦情が私のもとにもよせられますが、高齢化が進む中、相手方の土地所有者がわからず交渉のしようが無いなどの事案も多くあります。市としてこのような相談の現状や対応についてお伺い致します。本市における所有者が不明とされる林地や農地、宅地についての現状と課題についてお聞かせ下さい。
- ②「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の概要と、本市として今後の活用についてお伺い致します。
- ③固定資産税に関して、納税通知書が送付できないことで発生する所有者の探索や、事務手続きのご苦勞があらうかと思いますが、現状や課題についてお伺い致します。